令和８年度 第４回鹿屋市農業委員会総会議事録

１　日　時：令和８年７月 23 日（木）　　午前８時 57 分から午前 10 時 24 分

２　場　所：鹿屋市役所７階大会議室

３　委　員

出	新原　晃憲	出	中塩屋　均	出	四元　等	出	上野　輝男
出	田原　勇	出	藏ヶ﨑　俊光	出	堀之内　節子	出	福元　康光
出	大重　勝久	出	寺下　幸弘	出	森園　浩美		
出	川﨑　守	出	有村　隆	出	田村　利秋		
出	田中　次男	出	村山　みつ子	出	大園　和幸		
欠	徳田　潤一	出	倉田　雪男	出	西ノ原　敏男		

推進委員

欠	鶴田　勉	出	垣内　直人	出	福元　里美	出	谷口　芳久
出	門倉　重秋	出	中牧　龍次	出	細川　健一	出	岩下　広美
出	中尾　明徳	出	持増　正	欠	矢野　嘉彦	出	入佐　哲朗
出	小原　修一	出	有馬　研一	出	新地　誠		
出	下久保　雄太	出	上別府　美由紀	出	松元　渡		
出	折尾　昭弘	出	髙田　裕幸	出	永山　智哉		

４　部外者出席

農　政　課	農業振興係	主幹兼係長	山中　俊明
農　政　課	農業振興係	主任主事	西　昌平

５　事務局職員

局　長	松元　敏幸
次長兼農地係長	山下　博文
主幹兼振興係長	尾﨑　直人
主　査	板山　典貴
主　査	中井　龍一
主　査	角野　勝行
主　事	清水　雄世
主　査	岩上　進一（輝北総合支所産業建設課）
産業振興係長	留口　貢　（串良総合支所産業建設課）

主　　査　　田中　祥平（吾平総合支所産業建設課）

６　総会日程　〔議事〕

・農用地利用集積等促進計画（案）について
・農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
・農地転用の事業計画変更について
・農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について
・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
・非農地証明について
・農地移動適正化あっせん申出について
・農地利用最適化推進委員の辞任について
・鹿屋市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」に関する意見決定について

７　議事経過　別紙のとおり

８　署名委員　有村　隆　委員　・　堀之内　節子　委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和８年度　第４回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和８年７月 23 日（木）　開会　午前８時 57 分から午前 10 時 24 分

鹿屋市役所７階大会議室

局　長　　皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議　長　　ただいまから、令和８年度第４回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局　長　　本日の欠席は、徳田委員の１名です。出席委員数は、19 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、矢野委員です。

それでは、鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議　長　　鹿屋市農業委員会規則第 31 条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 10 番の有村委員と 15 番の堀之内委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の板山主査を指名します。

これより議事に入ります。１頁、議案第 84 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 26 号につきましては、１頁から 55 頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和８年 10 月１日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が１万８千 168 ㎡で、畑が 31 万９千 974 ㎡で、計 33 万８千 142 ㎡となっています。

農地の貸出し者は 90 人、農地の耕作者となる配分予定者は 48 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。

まず２頁、１番から 19 頁の 30 番は、設定期間が５年です。１番は、賃借権で再設定。２番は、賃借権で新規設定。

次に３頁、３番、４番は、賃借権で再設定。

次に４頁、５番、６番は、賃借権で新規設定。

次に５頁、７番、８番は、賃借権で再設定。

次に６頁、９番は、賃借権で再設定。10 番は、賃借権で新規設定。

次に７頁、11 番は、賃借権で新規設定。12 番は、賃借権で再設定。

次に８頁、13 番は、賃借権で新規設定。

次に９頁、14 番、15 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁、16 番は、賃借権で再設定。

次に 11 頁、17 番は、賃借権で新規設定。

次に 12 頁、18 番は、賃借権で再設定。

次に 13 頁、19 番、20 番は、賃借権で再設定。

次に 14 頁、21 番、22 番は、賃借権で新規設定。

次に 15 頁、23 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、24 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁、25 番は、賃借権で新規設定。26 番は、使用貸借権で再設定。

次に 18 頁、27 番は使用貸借権で再設定。28 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、29 番は、賃借権で再設定。30 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 20 頁、31 番は、設定期間が６年です。

31 番は、賃借権で新規設定。32 番から 53 頁の 91 番は、設定期間が 10 年です。32 番は、賃借権で新規設定。

次に 21 頁、33 番、34 番は、賃借権で再設定。

次に 22 頁、35 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、36 番は、賃借権で新規設定。37 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、38 番、39 番は、賃借権で再設定。

次に 25 頁、40 番、41 番は、賃借権で再設定。

次に 26 頁、42 番は、賃借権で新規設定。43 番は、賃借権で再設定。

次に 27 頁、44 番、45 番は、賃借権で再設定。

次に 28 頁、46 番、47 番は、賃借権で再設定。

次に 29 頁、48 番、49 番は、賃借権で再設定。

次に 30 頁、50 番は、使用貸借権で再設定。51 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 31 頁、52 番、53 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、54 番は、賃借権で再設定。

次に 33 頁、55 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、56 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。57 番は、賃借

権で再設定。

次に 35 頁、58 番は、賃借権で再設定。59 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 36 頁、60 番は、賃借権で再設定。61 番は、賃借権で新規設定。

次に 37 頁、62 番は、賃借権で新規設定。63 番は、賃借権で再設定。

次に 38 頁、64 番は、賃借権で新規設定。65 番は、賃借権で再設定。

次に 39 頁、66 番は、賃借権で再設定。

次に 40 頁、67 番、68 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、69 番、70 番は、賃借権で再設定。

次に 42 頁、71 番、72 番は、賃借権で再設定。

次に 43 頁、73 番、74 番は、賃借権で再設定。

次に 44 頁、75 番は、賃借権で再設定。76 番は、使用貸借権で再設定。

次に 45 頁、77 番は、賃借権で再設定。78 番は、賃借権で新規設定。

次に 46 頁、79 番は、賃借権で新規設定。

次に 47 頁、80 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 48 頁、81 番、82 番は、賃借権で再設定。

次に 49 頁、83 番、84 番は、賃借権で再設定。

次に 50 頁、85 番は、賃借権で新規設定。86 番は、賃借権で再設定。

次に 51 頁、87 番は、使用貸借権で新規設定。88 番は、賃借権で再設定。

次に 52 頁、89 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。90 番は、賃借権で新規設定。

次に 53 頁、91 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議　長　ただいま事務局から説明がありました、１頁から 53 頁までの 91 件の中間管理権設定ですが、19 頁の５年もの 30 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、永山委員に退席いただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　19 頁の 30 番は、借人の永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　永山委員に係る５年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（永山委員：着席）

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、34 頁の 10 年もの 56 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ﨑委員に退席をいただき審議します。

（藏ヶ﨑委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　34 頁の 56 番は、借人の藏ヶ﨑委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　藏ヶ﨑委員に係る 10 年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（藏ヶ﨑委員：着席）

藏ヶ﨑委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、52 頁の 10 年もの 89 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

（福元会長：退席）

（上野副会長：議長席に着席）

上　野　それでは、事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　52 頁の 89 番は、借人の福元会長に関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上　野　福元会長に係る 10 年もの１件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務を終了し会長と交代いたします。

（福元会長：着席）

（上野副会長：自席に着席）

議　長　次に残りの 88 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

なしですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54 頁、「農用地利用集積等促進計画公告ついて」を議題とします。事務局の説明

をお願いします。

尾　崎　　54 頁から 55 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。４月の総会で説明しましたとおり、本年度から中間管理機構を介しての所有権移転は一括方式となりましたので、今後は同じ総会で、所有者・機構間契約と機構・受け手間契約を同時に審議することとなります。それでは説明します。

54 頁の１番から２番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、１番は、串良町有里の畑が３筆で４千 844 ㎡です。２番は、串良町有里の田が２筆で１千 864 ㎡です。

次に、55 頁の１番から２番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、１番は、串良町有里の畑が３筆で４千 844 ㎡です。２番は、串良町有里の田が２筆で１千 864 ㎡です。記載の４件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議　長　　只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

（なし）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、56 頁、議案第 27 号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　崎　　議案第 27 号につきましては、56 頁から 63 頁です。

今回は、所有権移転が 34 件です。

初めに、56 頁です。

１番は、畑が５筆で４千 224.62 ㎡の売買です。

２番は、畑が１筆で１千 034 ㎡の売買です。

３番は、畑が１筆で１千 316 ㎡の売買です。

４番は、畑が１筆で 483 ㎡の売買です。

次に、57 頁です。

５番は、畑が１筆で 864 ㎡の贈与です。

６番は、畑が３筆で７千 163 ㎡の贈与です。

７番は、畑が１筆で 995 ㎡の売買です。

８番は、畑が３筆で８千 114 ㎡の贈与です。

次に、58 頁です。

９番は、田が１筆で２千 288 ㎡の贈与です。

10 番は、畑が１筆で１千 363 ㎡の贈与です。

11 番は、田が１筆、畑が６筆で５千 588 ㎡の贈与です。

12 番は、畑が１筆で 113 ㎡の売買です。

次に、59 頁です。

13 番は、田が１筆、畑が１筆で３千 088 ㎡の贈与です。

14 番は、畑が１筆で１千 118 ㎡の売買です。

15 番は、畑が２筆で１千 724 ㎡の贈与です。

16 番は、畑が２筆で２千 417 ㎡の贈与です。

17 番は、田が１筆、畑が３筆で４千 805 ㎡の贈与です。

次に、60 頁です。

18 番は、田が１筆で１千 012 ㎡の売買です。

19 番は、田が１筆で 601 ㎡の売買です。

20 番は、畑が２筆で 807 ㎡の売買です。21 番は、畑が１筆で 739 ㎡の贈与です。

次に、61 頁です。

22 番は、田が２筆、畑が４筆で３千 813 ㎡の贈与です。

23 番は、田が１筆で 226 ㎡の贈与です。

24 番は、畑が２筆で２千 057 ㎡の贈与です。

次の 25 番から 63 頁の 34 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　ただいま事務局から説明がありました、56 頁から 63 頁までの 34 件の許可申請ですが、調査がなされていますので 61 頁の 25 番を中牧委員に、62 頁の 26 番から 28 番までを西ノ原委員に、29 番から 63 頁の 31 番までを田原委員に、32 番から 34 番までを有馬委員に、報告をお願いします。

中　牧　　推進委員の中牧です。

去る７月 13 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。61 頁の 25 番です。

申請者は市内の方で田１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、 調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

西ノ原　　議席番号 19 番の西ノ原です。去る７月 13 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

62 頁の 26 番です。申請者は市内の方で、父親から畑１筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できしました。取得する農地では、野菜を作付けするとのこと

でした。

次に 27 番です。申請者は市内の方で、田６筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。

次に 28 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、サボテン等の多肉植物を栽培するとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

田　原　　議席番号２番の田原です。去る７月 14 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

62 頁の 29 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は知人より借り入れることを確認しました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に 63 頁の 30 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は親族より借り入れることを確認しました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

次に 31 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業については手作業で行うことを確認しました。取得する農地では、甘藷や野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

有　馬　　推進委員の有馬です。去る７月 14 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

63 頁の 32 番です。申請者は市外の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、すももやプラムなどの果樹を栽培するとのことでした。

次に 33 番です。申請者は市内の方で、知人から畑１筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は今後借り入れることを確認しました。取得する農地では、ニンジンを作付けするとのことでした。

次に 34 番です。申請者は市内の方で、田２筆を購入するもので、農作業は機械等を使

用せず手作業で行うことを確認しました。取得する農地では、大葉、甘藷、桜島大根等を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました 34 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、64 頁、議案第 28 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 28 号につきましては、64 頁の２件です。

１番については、当初計画では建売住宅６棟及び駐車場・通路を整備する計画でしたが、建売住宅購入者からの要望で駐車スペースを広く確保することとなり、建売住宅５棟及び駐車場・通路へ変更し整備を行ったものです。

２番については、当初計画では建売住宅３棟及び駐車場・通路を整備する計画でしたが、建売住宅購入者からの要望で１棟の敷地を広げることになり、建売住宅２棟及び駐車場・通路へ変更して整備を行ったものです。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更２件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、65 頁、議案第 29 号「農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 29 号につきましては、65 頁から 66 頁です。今回は、８件です。

初めに、65 頁です。

１番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は１の３です。なお、令和７年第 10 回総会で審議済みです。

２番は、資材置場を整備するもので、農地区分は１の５です。なお、令和７年第 10 回総会で審議済みです。

次の３番から 66 頁の８番は、全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　それでは、調査がなされていますので、65 頁の３番と４番を中塩屋委員に、66 頁の５番を折尾委員に、６番と７番を新原委員に、８番を持増委員に報告をお願いします。

中塩屋　　議席番号７番の中塩屋です。去る７月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請

にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

65 頁の３番ですが、申請地は「旭原郵便局」の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがありませんが、土地改良区の受益地となっているため、第１種農地と判断されます。

申請者は市内の宅建業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、４番ですが、申請地は「旭原郵便局」の西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市外の宅建業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40％を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、３番、４番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

折　尾　　推進委員の折尾です。去る７月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

66 頁の５番ですが、申請地は「鹿屋市串良温泉センター」の南西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市外の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40％を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、５番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

新　原　　議席番号１番の新原です。去る７月 14 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

６番ですが、申請地は「鹿屋工業高校」の東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40％を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に７番ですが、申請地は「吾平総合支所」の西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市外の居住者で、申請地に「駐車場・庭園」を整備する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、６番、７番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

持　増　推進委員の持増です。去る７月 14 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

８番ですが、申請地は「鹿屋市地域包括支援センター」の東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第２種農地と判断されます。

申請者は市外の居住者で、申請地に「一般住宅及び通路」を建設する計画です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、８番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議　長　ただいま、説明、報告がありました８件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、67 頁、議案第 30 号、鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　議案第 30 号につきましては、67 頁から 69 頁です。

67 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は２件です。

対象面積は、農業用が２件２筆の３千 020 ㎡です。

次の 68 頁から 69 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議　長　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、67 頁の１番と２番を中牧委員に、報告をお願いします。

中　牧　推進委員の中牧です。去る７月 13 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

67 頁をご覧ください。まず、１番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 68 頁です。

申請人は市内の方で、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の北西に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「緑化樹集出荷施設」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると

思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に２番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 69 頁です。

申請人は市内の法人で、申請地は「鹿屋串良ジャンクション」の南東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「飼料の保存施設」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。また、農地の集積の観点から地域計画から除外しても支障はないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、報告がありました２件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、70 頁、議案第 31 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 31 号につきましては、70 頁です。今回は４件です。

１番から４番は、全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、70 頁の１番を中塩屋委員に、２番を折尾委員に、３番を持増委員に、４番を田原委員に、報告をお願いします。

中塩屋　　議席番号 7 番の中塩屋です。去る 7 月 13 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

70 頁の１番です。

申請地は、鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、平成 17 年頃から宅地として利用しているとのことでした。

周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

折　尾　　推進委員の折尾です。去る 7 月 13 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

70 頁の２番です。

申請地は、上小原消防分団詰所の南に位置し、平成元年頃から宅地として利用しているとのことでした。

周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

持　増　推進委員の持増です。去る7月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

70頁の３番です。

申請地は、旧鶴峰小学校の西に位置し、昭和頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

田　原　議席番号２番の田原です。去る7月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

70頁の４番です。

申請地は、鹿屋工業高校の南東に位置し、平成14年頃から宅地として利用しているとのことでした。

周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議　長　ただいま説明・報告がありました４件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、71頁、議案第32号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　議案第32号につきましては、71頁から73頁です。

今回新たに､譲渡希望が71頁の１番から72頁12番の12件ですのでお目通し願います。なお、７番、９番、10番は貸借も可、10番は無償です。

次に、賃貸借希望が73頁の１番から４番までの４件ですのでお目通し願います。以上です。

議　長　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

71頁､土地の所有者からの譲渡希望の１番と４番を西ノ原委員と谷口委員に２番と３番を寺下委員と持増委員に、５番を田原委員と門倉委員に、６番を森園委員と新地委員に、

７番を藏ヶ﨑委員と中牧委員に、お願いします。

次の 72 頁８番と９番を德田委員と折尾委員に、10 番を新原委員と上野委員に 11 番を田村委員と松元委員に 12 番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、73 頁、賃貸借希望の１番を西ノ原委員と谷口委員に、２番と３番を田原委員と門倉委員に、４番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

次に、74 頁、議案第 33 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。また、農業委員会の取り決め制限にあたりますが鶴田委員が本日は欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

山　下　　輝北地区の鶴田委員から、令和８年６月 30 日付けで、一身上の都合により令和８年７月 31 日をもって、辞任したい旨の届出が提出されました。鶴田委員は、農地利用最適化推進委員としまして、平成 30 年８月から現在まで８年の在籍となります。

また、先週開催いたしました、第１回運営委員会の意見としまして、欠員の補充は、次の改選までは、おこなわないとの意見でした。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま事務局より説明がありましたが、委員の辞任ついては、鹿屋市農業委員会規則第９条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、辞任を承認してよろしいですか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、鶴田委員の辞任については、承認いたします。

松　元　　今回の鶴田さんの辞任で、昨年度の木場さん、本田さんから３人の委員の方が辞任となりましたが、今期も残すところ来年の７月 31 日までの１年間となりました。

皆様ご自分のお仕事を持っての委員活動には様々なご負担をおかけしますが、農地の集積集約や遊休農地の解消などの農地利用最適化の推進に向けて、ここにおられます皆さんと取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

議　長　　次に、75 頁　鹿屋市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案)」に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　農業経営基盤の強化の促進に関する市基本構想の見直しについて説明します。基本構想とは法律に基づいて市町村が地域農業のあるべき姿の 10 年先を見通して定め、５年後毎に見直しを行うこととなっています。それでは、76 頁の見直し（案）の概要をご覧ください。

今回は、令和８年３月に鹿児島県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を見直したことから、県方針を踏まえて鹿屋市の基本構想を見直すものです。見直しに当たっては農業委員会やＪＡ等に意見を聞くことと法律に定められていることから、今回意見

を求められたものです。前回は令和３年第７回総会において審議し、「意見なし」で回答しております。

３の「見直しの検討項目」をご覧ください。

（１）は、（第１の４「具体的な施策の方向」の（１）「効率的かつ安定的な農業経営の育成方向及び目標の目標数値」（年間農業所得額）、）「認定農業者の年間農業所得の目標額」を県方針に合わせて 430 万円程度から 450 万円程度に変更するものです。

（２）は、（同じく「具体的な施策の方向」の（２）「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向及び目標」の目標数値、）「認定新規就農者の年間農業所得の目標額」を県方針に合わせて 430 万円の４割程度から 450 万円の４割程度に変更するものです。

（３）は、（第２の１）「営農類型ごとの経営規模・生産方式」と（及び第３の）新規就農者向け指標について、県方針に基づく変更及び必要に応じて修正を行うものです。

（４）は、（第４（「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項及び効率的かつ総合的な利用に関する目標」）農用地の利用の集積に関する目標を、前回の変更時に、令和 12 年までに認定農業者等の担い手に 90％集積する目標を、今回、県方針に合わせて、令和 17 年度までに 70％を集約する目標に修正するものです。

その他、最新のデータへの更新、地域計画の策定や法改正による文言の修正等を行っております。また、78 頁以降は新旧対照表を添付しておりますのでお目通しをお願いします。以上です。

議　長　　ただいま、説明がありました、何かご意見・ご異議ありませんか。

寺　下　　鹿屋市の認定農業者の数はどういった状況になっていますか。

尾　﨑　　鹿屋市の認定農業者の数は全体でおよそ 600 人程度となっています。

議　長　　他にご意見・ご異議ありませんか。

（意見なし）

特に意見がなければ、「意見なし」と回答してよろしいですか。

（異議なし）

異議なしですので、その旨を市長部局へ回答します。

次に、84 頁、「農地法第 18 条第６項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　資料 84 頁をご覧ください。合意解約につきましては、84 頁から 87 頁です。

今回は８件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第６項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議　長　　ただいまの報告のとおり、84 頁から、87 頁まで８件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第４回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

西ノ原　　例年通り、利用状況調査が始まるのですが、法人なのに、かぼちゃやじゃがいも等、植えっぱなしのところがある。農業とみなすのか、荒地とみなすのか。私の担当地区には１町ほどあります。

尾　﨑　　農地を適正に管理をしていない状況があった場合、農業委員会から通知をお出しするなり、訪問をして、お話をするなりして指導をしていきたいと考えております。

議　長　　他に委員の方々から、何かありませんか。

（意見なし）

なければ、事務局からお願いします。

尾　﨑　　その他の令和８年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消に関する調査について担当の方から説明いたします。

角　野　　振興係の角野です。

それでは、令和８年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について説明させていただきます。

別冊の実施要領をご用意ください。それでは１頁をご覧ください。

本調査の目的は、農地法において、農業委員会は毎年、その区域内にある農地利用の状況について調査を行なうこととなっております。

利用状況の調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者等に対しては、農地の利用意向について調査をすることとなります。

また、市町村及び農業委員会は、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況、解消状況等の情報を把握することを目的に、こちらも毎年「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を実施することとなっております。

本年度も、これら利用状況調査と荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について、以下のとおり併せて実施することといたします。

次に２実施の期間につきましては、令和８年７月 23 日から９月 18 日までとします。非常に暑い時期での実施になります、調査期間は十分ありますので、体調管理に注意して、調査を実施してください。

次に３調査対象及び調査内容につきましては、鹿屋市の全ての農地が対象となります。

実施にあたっては次の事項を主体的に行います。１つ目がア遊休農地及び遊休化のおそ

れのある農地の把握。２つ目がイ農地の違反転用の発生防止と早期発見。農地以外の利用３つ目がウ過去の調査において各遊休農地区分、緑区分、黄区分、赤区分の各区分については、後ほど説明しますが、判断された農地の現状の確認を主に調査していただきます。

次に４調査結果の提出期限は、９月 18 日の農業委員会総会日までにお願いします。なお、結果入力に時間がかかるため、早めに終わられた場合は、８月の総会時での提出をお願いいたします。

次に２頁に移りますが、５配布物につきましては、鹿屋市荒廃農地分布図、Ａ４サイズの活動記録簿、筆記用具として赤のマジックが同封してあります。

次に６調査の実施方法につきましては、同封しました荒廃農地分布図を利用して、分布図の青い線で囲まれた田んぼや、黄色い線で囲まれた畑を、沿道から目視で確認していただきます。その際、「遊休農地」又は「荒廃農地」であると判断された場合、別添１遊休・荒廃農地の分類の判断基準」を参考に、その区分を決定します。

また、過去に遊休農地及び荒廃農地として緑色・黄色・赤色に塗られた農地の現状を目視で確認します。

目視確認の結果、について「別添２荒廃農地分布図記載要領」を参考に、荒廃農地分布図に記載します。記載の仕方については、後ほど説明します。

最後に、活動報告書を作成します。荒廃農地分布図ごとに、「調査員名」、「図面番号」、「調査日」、「調査時間」を記載します。

次に３頁に移ります。７の調査上の注意事項です。

災害や樹木等で立ち入ることが困難な場合など、目視が出来ない場合は調査の対象外とします。また自然災害により農業上の利用が困難な農地は調査対象外とします。

新規発生した遊休農地等については利用意向調査や非農地通知が発送されることから、場所の見間違いなどがあると問合せが寄せられますので、十分注意して記入してください。

よくある問合せ事例としては、荒廃しているのは隣の畑なのに、自分に利用意向調査が届いた。災害で耕作できず困っているのに利用意向調査が届いた。耕作しているのに非農地通知が届いた。といった内容がありました。

調査時点で農地の位置や境界が不明確な場合や、荒廃状況をはっきり目視できなかった場合は記載しないようお願いします。

大まかな調査方法は以上になりますが、以降は詳細な部分を説明させていただきます。４頁の「別添１遊休・荒廃農地の分類の判断基準」をご覧ください。先ほどの説明で、「緑区分、黄区分、赤区分」と言っていました、遊休・荒廃農地の区分について説明させていただきます。

まず、遊休農地です。昨年度同様、調査で「Ａ区分」とされていたものですが、分かりづらいため、「遊休農地」と表現させていただきます。定義は、「現に耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的に供されない農地、過去１年間以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後も農地所有者による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地です。

そして抜根、整地、区画整理、客土等により再生でき、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地になります。

具体的には、セイタカアワダチソウ、ススキ、竹等が繁茂した農地で、草刈り、耕耘などにより再生することで、農地としての利用が可能となると思われる農地となります。

遊休農地は、その程度により「緑区分」と「黄区分」に分かれております。緑区分は「人力や農業用機械で行う草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地」であり、黄区分は「人力や農業用機械による草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など条件整備が必要となる農地」となっております。

次に５頁の「荒廃農地」ですが、以前の調査で「Ｂ区分」とされていたものです。
定義は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件、整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して農業上の利用が見込まれない農地となっております。なお、「集団的まとまりのある農地の中に、そのような農地」があっても、この定義上荒廃農地には含みません。

昨年度以前の調査では「Ｂ」区分としておりましたが、今回も調査ではわかりやすくするために「赤区分」とします。

農振農用地以外の農地で、荒廃状況としては遊休農地（「緑」や「黄」区分）の程度であるが、周囲の状況など見ても、農地を再生しても今後継続して利用することが困難と思われるような場所にある農地についてはこの赤区分とします。例としては周囲が山林化しており、鳥獣被害や、農業機械も進入できず耕作できないような農地で、今後山林化することが予想されるような農地です。

遊休・荒廃農地の分類の判断に関する注意事項ですが、セイタカアワダチソウ、竹、低木等が生えている程度の荒廃状況は、のちに荒廃農地（赤区分）ではなく遊休農地（「緑区分」、「黄区分」）となります。農地に復元可能なためです。「遊休農地」は１年以上維持管理もされていない農地であって、調査時点に草が茂っていても、かねてより維持管理（草刈、耕起）がなされている場合は良好とします。

本年度の調査で発見された「遊休農地」には、今後の利用方法を確認するための「利用意向調査書」を所有者へ発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが

例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次の頁に移りますが、本年度の調査で新たに発見された「荒廃農地」（つまり、赤区分）の農地で、農振農用地以外については、総会で非農地判断を行い、所有者へ非農地通知書を発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に７頁をご覧ください。別添２荒廃農地分布図への記載方法について説明します。調査結果は、緑や黄色の遊休農地、赤色の荒廃農地が耕作中や維持管理されて解消している場合は、その農地に〇を記載します。黄色、赤色の農地が昨年同様の荒廃農地である場合はチェックを記入します。新たに遊休農地「緑区分」を発見した場合はその農地に「ミ」と記入し、また、遊休農地「黄区分」を発見した場合は、「キ」と記入します。また、過去荒廃農地（赤区分）だったが、現在遊休農地と判断できる場合はその赤色の農地に「ミ」又は「キ」と記入します。

新たに荒廃農地「赤区分」が発生した場合はその農地に「ア」と記入します。また過去に「緑区分」、「黄区分」だったが、現在は「赤区分」と判断できる場合はその緑色の農地に「ア」と記入します。なお、荒廃していない良好な農地には何も記入しないでください。非農地や転用を行ったものは、紫色、その予定のものは薄紫色で表示してあります。下の荒廃農地分布図への記載例を参考に記入してください。なお、農地分布図への記載は、必ず赤のマジックペンで記載をするようお願いいたします。

最後に、委員の皆様にお願いする調査範囲については、概ね昨年度と同様とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議　長　　委員の方からこの利用状況調査のことで何か聞きたいことはございませんか。

大　重　　５頁の、分類の際の注意事項の丸の３番目と一番下の丸なんですが、調査で、緑区分黄色区分の状況は今後利用方法を確認するため、利用情報調査を所有者へ発送するとあるんですが、私の今調査するところで、住宅地のところが多くて、その畑自体に売地として、看板が２ヶ所あるんですよ。セイタカアワダチソウがあって、そういうところは分ければいいから緑区分になるんでしょうけど去年まではそうしたんですが、そういうところもやはり、利用状況調査とか、売地ということ自体がわからない場合、出すんですか。それとも売地が示してあると書けばいいですか。

議　長　　農業委員会としてはわからないから調査書を出すということでいいですか。

大　重　　いいですよ。

田　原　　この地図は、何年に更新したんですか。

角　野　　去年の調査を反映させています。

田　原　　私は３年目になりますが、色分けは今年で３年目になります。前年度に調査したもので整理してあるのですか。

尾　﨑　　昨年のデータを反映した形で地図を作り直しておりますので、去年、委員が調査をしていただいたデータが反映されてる状況になってます。

田　原　　去年も言ったんですけど、この暑い中でですよ。もう、５時過ぎには起きて、５時半ごろから明るくなるを待って、もう７、８時前には調査を終えて帰るとか、そういうしながら調査してるんだけど、私が農業委員になるとき、適当に調査をすればいいという気持ちだったんだけれども、ちゃんと調査しないと、間違ってる報告をすれば役所からはがきを出される。耕作者から作っているのになんではがきが来るのかと怒られる。あと１年だから頑張りますけど、本当大変ですよね。皆さん、どうされているかわかりませんが、多分、私と一緒で調査を真面目にされてると思います。

議　長　　よろしくお願いします。

寺　下　　何度も言っていますが、パンフレットがありますが、タブレットに区分を掲載すれば間違いが少なくなるのではないのではないかと。自分の、位置もすぐわかるもんですから、あそこの畑だというのがわかりやすい。この辺は、大変だと思うんですけども。そういうのを作ってもらえたらすごく助かると思うんですよね。今からまた新しい人が入ってくれば、なおさら、わかりづらいと思うんですよね。

尾　﨑　　タブレットで、そういうことができないかと事務局でも話がでました。そういう機能があるという話は聞いてますので、今年はですねもう地図を作って、お配りさせていただいたので、この地図で今年まではお願いしたところなんですが、来年以降ですね、検討をしたいと思います。なるべくできるように、やっていきたいと思います。

議　長　　他にご意見はありませんか。

有　村　　水田のことについてなんですけど、何年も耕作者がいなかったり、農業機械もですね、トラックだとか進入ができないとかいう、湿田があります。そういうところについてですねもう荒廃農地に取り扱っていいのか、教えてほしいです。

尾　﨑　　利用状況調査につきましては、担当から説明があった通り、利用状況で調査をしていただくことになります。例えば、湿原であって、もう長年使われなくて、荒れている状態だっていうことであればですね、それに合わせて、緑、黄色、赤という区分をつけていただければよろしいかと思います。湿原であっても、作ってらっしゃる方もいらっしゃったりするので、そういうところは、引き続き利用されてる農地ということで、調査をしていただければよろしいかと思いますので、見た状況で判断をしていただければと思います。

有　村　　それであればですよ。何年も作ってない湿原っていうのは、荒廃農地として判断してい

ってもいいですね。

尾　﨑　　そういう形で判断していただければよろしいかと思います。

議　長　　推進員の方から、本日の議事に対しまして、何か伺いたいということはありませんか。

局　長　　利用状況調査を、毎年この時期暑い時期に実施しており、この時期を外してもっと涼しい時期に実施できればいいというご意見のあるのですが、どうしても、国の考えが、農地は守らないといけないのはもちろんなんですけども、荒れた農地、復元できない農地はもう非農地でしていこうということで。これが農地法に基づいて行っておりまして、どうしても年間計画の中で、この時期になるそうなんです。でも調査時期については色々なところから意見がありますので、自分達も機会ありましたら、時期も考えながらやっていきたいと思いますが、今のこの作業の計画条例は、どうしてもこの暑い時期になってしまいます。年々ですね温度も上がってまして、どうしても、暑い時期で大変だと思いますが、我々も暑さ対策、例えば冷却するものとかですね、考えていきたいと思いますので、本当に暑い時期ですけども、この調査については、よろしくお願いします。

それでは、８月の調査委員を申し上げます。８月 10 日、月曜日、４条・５条の調査が、大重委員、上別府委員です。８月 10 日、月曜日、農振調査が、川﨑委員、下久保委員です。８月 12 日、水曜日、４条・５条の調査が、田中委員、福元里美委員です。８月 12 日、水曜日、３条調査が、徳田委員、細川委員です。８月の総会は、８月 21 日、金曜日の９時から市役所７階大会議室となります。９月の総会は 18 日と早くなっておりますので、お気に止めていてください。私からの報告は以上です。

議　長　　調査の際は、熱中症対策にくれぐれも気を付けてください。これを持ちまして令和８年度第４回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局　長　　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）